

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、滋賀県職員であった者であって離職後に営利企業等に就職したものによる依頼等の規制等に関し必要な事項を定めるため、滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法第 38 条の 2 第 8 項、第 38 条の 6 および第 65 条の規定に基づき、再就職者（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項および第 5 項に定めるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長または課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた県の執行機関の組織等の役職員またはこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないこととします。（第 2 条関係）
- (3) 職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていたものは、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）または営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該職員が離職した時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととします。（第 3 条関係）
- (4) 任命権者は、(3) により届出を受けた事項について、遅滞なく、知事に報告し、知事は、毎年度、当該報告を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により人事委員会規則で定める事項を公表しなければならないこととします。（第 4 条関係）
- (5) (3) による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処することとします。（第 5 条関係）
- (6) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例案について

1 制定の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、滋賀県職員であった者であって離職後に営利企業等に就職したもの（再就職者）による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めるため、滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例を制定しようとするものです。

2 地方公務員法の改正概要および条例案の概要

地方公務員法の改正概要（平成28年4月1日施行）												
項目	内容											
(1) 再就職者による現職職員への働きかけの禁止	[法律で定められている事項]											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止される働きかけの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① すべての再就職者</td> <td>離職後2年間</td> <td>離職前5年間の職務に属する契約・処分</td> </tr> <tr> <td>期間定めなし</td> <td>在職中に自らが決定した契約・処分</td> </tr> <tr> <td>② 離職前5年より前に地方公共団体の長の直近下位の組織の長またはこれに準ずる職に就いていた再就職者</td> <td>離職後2年間</td> <td>当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	禁止期間	禁止される働きかけの内容	① すべての再就職者	離職後2年間	離職前5年間の職務に属する契約・処分	期間定めなし	在職中に自らが決定した契約・処分	② 離職前5年より前に地方公共団体の長の直近下位の組織の長またはこれに準ずる職に就いていた再就職者	離職後2年間	当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分
	対象者	禁止期間	禁止される働きかけの内容									
① すべての再就職者	離職後2年間	離職前5年間の職務に属する契約・処分										
	期間定めなし	在職中に自らが決定した契約・処分										
② 離職前5年より前に地方公共団体の長の直近下位の組織の長またはこれに準ずる職に就いていた再就職者	離職後2年間	当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分										
[条例で定めることができる事項]												
③ 離職前5年より前に国の部課長に相当する職（上記②より下位の職）に就いていた再就職者	離職後2年間 当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分											
(2) 退職管理の適正を確保するための措置	[法律で定められている事項] 退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずること											
(3) 再就職情報の届出	[条例で定めることができる事項] 再就職者に対する再就職情報の届出の義務付け											
(4) 働きかけ禁止違反への監視	[法律で定められている事項] 人事委員会から任命権者に対する調査の要求、調査経過の報告要求・意見陳述 など											
(5) 罰則	[法律で定められている事項] ・働きかけをした再就職者 → 10万円以下の過料 ・働きかけに応じて不正な行為をした現職職員 → 1年以下の懲役または50万円以下の罰金 など											
	[条例で定めることができる事項] 再就職情報の届出義務違反に対する10万円以下の過料賦課											

条例案の概要（平成28年4月1日施行）
<p>第1条（趣旨） この条例は、地方公務員法の規定に基づき、再就職者による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条（再就職者による依頼等の規制） 離職前5年より前に国の部課長に相当する職として人事委員会規則に定めるものに就いていた再就職者は、離職後2年間、当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分に関し、現職職員への働きかけをしてはならない。</p>
<p>第3条（任命権者への届出） 管理または監督の地位にある職として人事委員会規則で定めるものに就いていた再就職者は、離職後2年間、任命権者に再就職情報を届け出なければならない。</p>
<p>第4条（公表） 知事は毎年度、第3条に基づき届出を受けた再就職情報をインターネット等により公表しなければならない。</p>
<p>第5条（罰則） 第3条の届出義務違反者は、10万円以下の過料に処する。</p>